

歌志内市議会会議録

第2日目（平成24年3月9日）

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に1番梶敏さん、7番谷秀紀さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は、全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

議案第16号から議案第21号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第3 議案第16号より、日程第8 議案第21号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第16号から議案第21号までの各会計補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

す。なお、議案第21号は市立病院事務長から御提案申し上げます。

それでは、議案第16号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第16号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,374万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,986万8,000円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名外国人住民に係る住民基本台帳システム改修業務、金額819万円。これは、外国住民に係る住民基本台帳システム改修における、仮住民票の基準日が平成24年5月に設定されたことから、事業の年度内での完了ができないため、予算計上額の全額を繰越明許するものであります。

次に、第3表 地方債補正。

1、追加。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、限度額6,460万円、これは、市町村の過疎計画に定められたソフト事業を対象とした過疎債であり、本定例会において、条例の制定について御提案いたしました過疎地域自立促進特別事業基金へ積み立てするものです。当市における充当事業としましては、代替輸送バス運行経費を想定しております。

同じく、公共土木施設災害復旧事業、限度額400万円、これは、平成23年9月4日に発生した集中豪雨に伴う田島ノ沢川護岸復旧工事に係る災害復旧事業債であります。

なお、起債の方法は、ともに普通貸借または証券発行。利率は、ともに3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、ともに政府資金の貸し付け条件または借入先と協議して決定する。

次に、2、変更。

起債の目的。

ロータリー除雪車購入事業、補正前限度額740万円から140万円減額し、補正後限度額を600万円に変更するものです。

減額の理由は、入札減によるものです。

同じく、消防指揮広報車整備事業、補正前限度額500万円から370万円減額し、補正後限度額を130万円に変更するものです。

減額の理由は、社会資本整備総合交付金の採択によるものでございます。

同じく、臨時財政対策債、補正前限度額1億180万円を2,005万8,000円増額し、補正後限度額を1億2,185万8,000円に変更するものでございます。

増額の理由は、普通交付税の算定結果に伴うものです。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法に変更はありません。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、15ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費139万9,000円の減額補正は、嘱託職員、臨時職員の退職等に伴う減であります。

11節需用費31万5,000円の減額補正は、パソコン等機器修繕料の減。

12節役務費32万1,000円の減額補正は、PCB廃棄物収集運搬料の減。

13節委託料17万9,000円の減額補正は、受診者数の減による健康診断等委託料の減。

14節使用料及び賃借料11万4,000円の減額補正は、庁内情報システムリース料の入札減であります。

25節積立金1億6,478万円の増額補正は、決算見込みを勘案しての財政調整基金積立金が1億円、地方債補正で御説明いたしました過疎地域自立促進特別事業基金積立金が6,460万円、歳入の寄附金の増と連動した歌志内ふるさと応援基金積立金が18万円であります。

16ページをお開き願います。

5目車両管理費7節賃金14万5,000円の減額補正は、観光バス添乗員賃金の減であり、11節需用費9万1,000円の増額補正は、ガソリン及び軽油単価の高騰によるものでございます。

18節備品購入費37万5,000円の減額補正は、中型バス購入費の入札減であります。

6目財産管理費12節役務費14万円の減額補正は、全国市有物件災害共済保険料の減。

13節委託料53万8,000円の減額補正は、特別養護老人ホームしらかば荘の敷地測量の取りやめによる減33万6,000円。

本町地区駐車場除雪の皆減20万2,000円であります。

14節使用料及び賃借料15万8,000円の減額補正は、道有林野借地料の見直しによる減。

15節工事請負費49万円の減額補正と、19節負担金補助及び交付金31万5,000円の減額補正は、東光団地に係る下水道工事及び上水道工事の入札減によるものでございます。

8目分収造林費501万5,000円の減額補正は、間伐業務委託料等の減に伴うものでございます。

13目諸費23節償還金利子及び割引料3,029万6,000円の増額補正は、平成22年度生活保護費国庫負担金返還金及び障がい者自立支援給付費国庫負担金返還金等であります。

18ページをお開き願います。

4項選挙費2目北海道知事・道議会議員選挙費18万円の減額補正は、選挙事務従事者報償金の減。

3目市議会議員選挙費752万5,000円の減額補正は、選挙が無投票であったことに伴うものであります。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費15節工事請負費9万6,000円の増額補正は、文珠会館屋根除雪の増であり、19節負担金補助及び交付金13万6,000円の減額補正は、会計繰越金の増による身障者福祉協会補助金の交付辞退による皆減であります。

20ページをお開き願います。

3目障害者福祉費13節委託料27万4,000円の減額補正は、電算委託料の減が19万4,000円、利用者の減に伴う外出支援サービス事業の減が8万円であり、19節負担金補助及び交付金67万8,000円の減額補正は、清算に伴う、空知中部広域連合負担金の減が45万3,000円、通所サービス利用促進負担金の減が10万5,000円、地域活動支援センター負担金の減が12万円であります。

20節扶助費138万3,000円の減額補正は、サービス利用者の減に伴う更生訓練の減が23万円、入院受給者の減に伴う更生医療の減が43万2,000円、受給者の減に伴う特別障害者手当の減が30万5,000円、交付件数の減に伴う補装具交付、修理減が41万6,000円であります。

5目医療福祉費12節役務費29万1,000円の減額補正は、医療費審査等支払手数料の減であります。

20節扶助費268万円の減額補正は、受給者の減に伴う重度身障補助医療費の減164万6,000円、同じく、乳幼児補助医療費の減103万4,000円であります。

28節繰出金1,783万2,000円の減額補正は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の減ですので、その会計において説明いたします。

22ページをお開き願います。

2項老人福祉費1目老人福祉事業費20節扶助費500万円の減額補正は、措置者数の減に伴う老人福祉施設措置費の減であります。

3目介護保険費7節賃金33万8,000円の減額補正は、代替保健師が確保できなかったことによる減。

19節負担金補助及び交付金360万8,000円増額補正は、負担金確定に伴う空知中部広域連合負担金の増であります。

次に、3項1目とも生活保護費9節旅費7,000円、13節委託料10万円の減額補正は、不用額であります。

20節扶助費1,687万5,000円の減額補正は、入院保護者の減に伴う医療扶助費の減などであります。

24ページをお開き願います。

5項児童福祉費2目児童措置費20節扶助費1,107万7,000円の減額補正は、受給者数の減に伴う児童扶養手当の減が370万7,000円、受給者数の減及び制度改正に伴う子ども手当の減額737万円であります。

3目保育所費7節賃金29万2,000円の減額補正は、保育士賃金の減。

11節需用費53万6,000円の減額補正は、消耗品及び給食賄い材料費等の減であります。

13節委託料62万9,000円の減額補正は、健康診断等委託料の減が13万1,000円、広域入所保育委託料の皆減が49万8,000円であります。

26ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費7節賃金31万4,000円の減額補正は、代替保健師が確保できなかったことによる減であり、11節需用費20万2,000円の減額補正は、各種予防接種者の減少による医薬材料費の減であります。

13節委託料515万3,000円の減額補正は、健診受診者及び予防接種者の減少に伴う健康診断等委託料の減で、健康診査事業が91万7,000円の減、母子保健事業が55万5,

000円の減、感染症対策事業が368万1,000円の減であります。

次に、2項清掃費1目清掃総務費19節負担金補助及び交付金15万円の減額補正は、ごみ回収量の減少に伴う資源ごみ等減量事業交付金の減であります。

2目ごみ処理費12節役務費12万円の減額補正は、指定ごみ袋販売枚数の減少に伴う販売手数料の減で、13節委託料48万3,000円の減額補正は、市に譲渡される予定のエコバレー最終処分場に係る機能検査等業務委託料の入札減であります。

15節工事請負費3万7,000円の増額補正は、埋立処分場に係る膜処理装置整備の入札減が21万円、同じく給水管改修工事の増が24万7,000円であります。

19節負担金補助及び交付金39万3,000円の増額補正は、中・北空知廃棄物処理広域連合における建設工事費の増に伴う負担金の増であります。

28ページをお開き願います。

3項1目とも病院費28節繰出金43万2,000円の減額補正は、特別交付税における共済組合追加費用の単価改正に伴う病院事業会計繰出金の減であります。

次に、6款農林費2項林業費1目林業振興費19節負担金補助及び交付金247万9,000円減額補正は、事業実施主体の事業中止に伴う森林整備地域活動支援交付金53万3,000円の皆減、同じく事業縮小に伴う美しい森林づくり基盤整備交付金194万6,000円の減であります。

次に、7款1項とも商工費1目商工業振興費19節負担金補助及び交付金50万2,000円の減額補正は、件数の減に伴う保証融資利子補給補助金の減であります。

2目産炭地振興対策費19節負担金補助及び交付金10万円の減額補正は、歌志内振興公社における事業費の減に伴う新産業等創造事業助成補助金の減であります。

5目公園費28節繰出金171万5,000円の減額補正は、市営神威岳観光特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

6目観光費15節工事請負費10万5,000円の減額補正は、道の駅附帯施設屋根改修工事の入札減であります。

19節負担金補助及び交付金2,000万円の増額補正は、温泉施設利用促進補助金の増であり、チロルの湯を経営する株式会社歌志内振興公社に対し、経営安定資金を助成するものであります。

なお、定例会資料30ページから32ページをお開き願います。

同公社に係る平成23年度決算見込み説明書及び予定貸借対照表を添付しております。

補正額2,000万円の根拠であります。31ページの平成23年度決算見込み説明書の最下段に記載されています収支不足額1,515万741円に、平成22年度末不良債務額487万4,647円を加えた額2,002万5,388円に基づいております。

また、2,000万円の補助金増額後は、30ページの平成23年度末予定貸借対照表によりますと、流動資産1,088万1,740円が、流動負債1,076万7,128円を11万4,612円上回り、不良債務が解消される見込みとなっております。

なお、32ページは、補正後の決算見込みでありますので、御参照願います。

それでは、事業別明細書の30ページに戻りまして、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費18節備品購入費280万円の減額補正は、ロータリー除雪車購入費の入札減であります。

2目道路維持費11節需用費116万6,000円の増額補正は、降雪量の増及び単価の増に伴う燃料費の増が96万6,000円、同じくロードヒーティング電気料の増が20万円で

あります。

13節委託料1,350万円の増額補正についても、降雪量の増に伴う道路除雪委託料の増であります。

15節工事請負費10万8,000円の増額補正も同じく、氷割り作業等の側溝補修工事の増であります。

4目道路新設改良費15節工事請負費19万2,000万円の減額補正は、東光団地道路舗装工事費の入札減であります。

次に、4項都市計画費2目下水道費28節繰出金1億8,758万5,000円の増額補正は、市営公共下水道特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

4目都市公園費7節賃金46万4,000円の減額補正は、雨天等による出勤日数の減によるものであり、14節使用料及び賃借料16万6,000円の減額補正は、契約単価の見直しによる土地借上料の減。

18節備品購入費17万5,000円の減額補正は、常用草刈り機の購入費の入札減であります。

次に、5項住宅費1目住宅管理費11節需用費49万3,000円の増額補正は、燃料費の増で、歌神二区ロードヒーティングに係るボイラー重油使用料の増と単価増によるものであり、12節役務費15万円の減額補正は、住宅明け渡し強制執行予納金の減であります。

15節工事請負費112万5,000円の増額補正は、32ページに参りまして、住宅一般経費では、一般修繕の増が219万6000円、除雪の増が21万5000円であり、住宅改修事業では128万6000円の減で、すべて工事費の入札減であります。

25節積立金21万円の減額補正は、改良住宅敷金基金が23万6,000円の増、市営住宅敷金基金が44万6,000円の減であります。

2目住宅建設費15節工事請負費119万7,000円の減額補正は、改良住宅解体除却工事費の入札減であります。

次に、9款1項とも消防費1目常備消防費11節需用費36万2,000円の減額補正は、ボイラー燃料費の減が50万円、電気料の増が13万8000円であります。

2目非常備消防費1節報酬11万5,000円の増額補正は、消防団員数の増及び団員の昇格に伴うものでございます。

3目消防施設費18節備品購入費278万3,000円の減額補正は、消防指揮広報車及び庁用備品購入費の入札減であります。

34ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費1節報酬47万3,000円の減額補正は、嘱託職員の人事異動に伴うものです。

3目奨学費19節負担金補助及び交付金65万円の減額補正は、中学校バス利用者の減に伴う遠距離通学費補助金の減であります。

4目奨学金貸付費21節貸付金31万6,000円の減額補正は、利用者の減に伴う貸付金の減であります。

次に、2項小学校費2目教育振興費20節扶助費15万7,000円の減額補正は、申請者の減に伴う要・準要保護就学援助費の減であります。

次に、3項中学校費1目学校管理費1節報酬6万4,000円の増額補正は、嘱託職員の人事異動に伴うものです。

11節需用費30万円の減額補正は、電気料の減であります。

2目教育振興費20節扶助費15万8,000円の減額補正は、申請者の減に伴う要・準要保護就学援助費の減であります。

次に、4項1目とも幼稚園費7節賃金30万円の減額補正は、代替教諭賃金の減であります。

36ページをお開き願います。

5項社会教育費1目社会教育総務費は、財源区分の変更であります。

4目公民館費7節賃金14万円の減額補正は、用務員賃金の減であります。

次に、6項保健体育費1目保健総務費13節委託料13万7,000円の減額補正は、健康診断等委託料の減。

20節扶助費46万1,000円の減額補正は、対象者の減に伴う学校給食費就学援助費の減35万3,000円及び要保護医療費の減10万8,000円であります。

4目学校給食費7節賃金38万2,000円の減額補正は、調理等補助員賃金の減。

11節需用費34万5,000円の増額補正は、重油単価増に伴うボイラー燃料費の増であります。

14節使用料及び賃借料34万7,000円の減額補正は、震災による契約期間の減等に伴う食缶洗浄機借上料の減であります。

11款災害復旧費1項土木施設災害復旧費2目一般災害復旧費は、財源区分の変更であります。

38ページをお開き願います。

12款1項とも公債費1目元金は、財源区分の変更であります。

2目利子23節償還金利子及び割引料76万1,000円の減額補正は、平成22年度債の利子確定に伴う減であります。

次に、14款1項とも職員費1目職員給与費2節給料1,119万2,000円の減額補正は、特別職給では副市長不在による皆減が648万円、一般職給では職員の異動等による減が471万2,000円あります。

3節職員手当等970万5,000円の減額補正は、特別職手当では副市長不在による期末寒冷地手当の減226万5,000円、一般職手当では、職員の異動等による減及び時間外勤務手当等の減が744万円あります。

4節共済費757万4,000円の減額補正は、特別職共済費では副市長不在等による減が390万3,000円、一般職共済費では、給料、手当の減等による減が367万1,000円あります。

40ページをお開き願います。

15款1項1目とも予備費4,858万3,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

なお、歳入の説明に当たりまして、歳出の事業費の減額等と連動している部分については、補正理由が重複するため、一部簡潔な説明といたしますので、御了解願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

1款市税1項市民税2目法人1節現年課税分1,100万円の増額補正は、石炭関連企業の申告額の増に伴う法人税割の増によるものでございます。

次に、2項1目とも固定資産税1節現年課税分500万円の増額補正は、リース業等の資産

償却申告額の増によるものです。

次に、4項1目とも市たばこ税1節現年課税分800万円の増額補正は、申告額の増によるものです。

次に、8款1項1目1節とも地方特例交付金30万円の減額補正は、児童手当及び子ども手当特例交付金の交付額決定によるものでございます。

6ページをお開き願います。

9款1項1目1節とも地方交付税1億2,024万2,000円の増額補正は、普通交付税が19億8,024万2,000円で、交付額が決定されたため、現行予算18億6,000万円に追加するものであります。

なお、前年度に比べ2,828万5,000円、1.4%の増となっております。臨時財政対策債1億2,185万8,000円を加えますと21億210万円で、前年度に比べ3,277万1,000円、1.5%の減となっております。

次に、11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金2節老人福祉施設入所負担金300万円の減額補正は、負担金納入者数の減及び所得階層の低下に伴う入所者一部負担金の減であります。

3節児童福祉費負担金32万6,000円の増額補正は、所得階層の変更等に伴う保育料一部負担金の増であります。

次に、12款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料1節誘致企業向け住宅使用料54万円の減額補正は、入居者1戸の減に伴う使用料の減であります。

4目土木使用料1節道路使用料53万円の増額補正は、値下げの条例改正を1年間延期したことによるものです。

3節住宅使用料142万7,000円の減額補正の内訳は、入居者の増減に伴う改良住宅敷金の増が23万6,000円、市営住宅使用料の減が152万5,000円、同じく敷金の減が44万6,000円、単身者向け住宅使用料の減が14万8,000円、シルバーハウジング使用料の増が45万6,000円であります。

5目教育使用料2節公民館使用料14万円の減額補正は、各種サークル等の使用回数の減少によるものでございます。

次に、2項手数料2目衛生手数料4節ごみ処理手数料80万円の減額補正は、指定ごみ袋販売枚数の減。

5節ごみ処分手数料108万円の増額補正は、上歌最終処分場への直接搬入量の増によるものです。

次に、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金20万8,000円の減は、補装具の減。

2節障害者医療費負担金21万6,000円の減は、更生医療費の減であります。

8ページをお開き願います。

3節特別障害者手当等給付費負担金22万8,000円の減は、特別障害者手当等の減。

4節生活保護費負担金1,293万6,000円の減は、生活保護費の減。

5節児童扶養手当負担金123万4,000円の減は、児童扶養手当の減。

6節子ども手当負担金668万9,000円の減は、子ども手当の減であります。

次に、2項国庫補助金1目民生費補助金2節市町村地域生活支援事業費補助金11万5,000円の減は、市町村地域生活支援事業の減。

3節セーフティネット支援対策等事業費補助金10万円の減は、生活保護適正実施推進事業

の減であります。

2目衛生費補助金1節保健事業費補助金9万2,000円の減は、女性特有のがん検診推進事業の減であります。

3目林業費補助金1節美しい森林づくり基盤整備交付金194万6,000円の減は、基盤整備の減であります。

4目土木費補助金1節建設機械整備費補助金138万円の減は、除雪機械整備事業の減。

2節住宅地区改良事業費交付金4万5,000円の減は、改良住宅事業の減が2万4,000円、歌神地区改良住宅建替事業の減が2万1,000円であります。

3節市営住宅交付金12万8,000円の増は、市営住宅事業の増であります。

4節社会資本整備総合交付金2,168万1,000円の増は、交付決定による皆増であり、内訳は、福祉バス購入が1,359万8,000円、除雪事業が400万円、高齢者宅間口除雪機購入が77万6,000円、消防指揮広報車購入が330万7,000円あります。

5目教育費補助金2節要保護児童生徒医療費補助金3万6,000円の減は、要保護の減であります。

次に、14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金10万4,000円の減は、補装具の減。

2目障害者医療費負担金10万8,000円の減は、更生医療費の減。

3節生活保護費負担金138万1,000円の増は、生活保護費の増。

4節子ども手当負担金38万6,000円の減は、子ども手当の減であります。

10ページをお開き願います。

5節保険基盤安定等負担金32万9,000円の減は、国民健康保険税軽減分の減が11万7,000円、後期高齢者医療保険料軽減分の減が21万2,000円あります。

次に、2項道補助金1目民生費補助金2節市町村地域生活支援事業費補助金5万7,000円の減は、市町村地域生活支援の減。

3節地域活動支援センター等運営費補助金1万6,000円の減は、支援センター等運営の減。

4節障害者自立支援対策推進費補助金7万8,000円の減は、通所サービス利用促進の減。

5節身障者福祉費補助金74万円の減は、重度心身障害者医療費の減。

6節ひとり親家庭等補助金19万4,000円の減は、医療費の減。

7節児童福祉費補助金51万7,000円の減は、乳幼児医療費の減。

9節離職者の安心生活支援事業37万9,000円の減は、住宅手当緊急特別措置の皆減であります。

2目衛生費補助金1節保健事業費補助金211万8,000円の減は、健康増進事業が13万9,000円の減、妊婦健康診査事業が22万3,000円の減、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が175万6,000円の減であります。

4目1節とも教育費補助金2万9,000円の増は、学校支援地域本部事業の皆増であります。

5目総務費補助金1節地域づくり総合交付金710万円の増は、交付決定に伴う補助金の皆増で、定住促進事業及び子育て世代応援事業が交付対象であります。

次に、4項道交付金3目労働費交付金1節緊急雇用創出推進事業52万4,000円の減は、事業費の減に伴うものです。

4目林業費交付金1節森林整備地域活動支援39万9,000円の減は、事業中止に伴う皆減であります。

12ページをお開き願います。

15款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入1節土地売払収入279万2,000円の減額補正は、東光団地における分譲の減、一区画であります。

2目1節とも物品売払収入10万5,000円の増額補正は、中型バス更新に伴う旧バスの売払収入であります。

次に、16款1項とも寄附金1目1節とも一般寄附金の302万9,000円の増額補正は、寄附金5件の増によるものであります。

2目1節ともふるさと応援寄附金18万円の増額補正は、ふるさと応援寄附条例に基づく寄附金の増であります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1億2,373万7,000円の増額補正は、平成22年度繰越金残額を追加補正するものであります。

次に、19款諸収入3項8目とも雑入4節医療費附加給付金4万6,000円の減額補正は、対象件数の減に伴う重度心身障がい者分が43万4,000円の減、対象件数の増に伴うひとり親家庭等分が38万8,000円の増であります。

5節生活保護費返還金74万5,000円の増額補正は、返還金の増。

9節建物総合損害共済収入40万9,000円の増は、雪害による旧庁舎屋根一部補修工事に係るものでございます。

10節雑入72万9,000円の増額補正は、事業費の減による空知産炭地域振興助成金の減が16万2,000円、負担金の確定に伴う中空知広域水道企業団人件費負担金の増が69万1,000円、財団法人北海道建築指導センターの解散に伴う出捐金の返還による、その他雑入の増が20万円あります。

次に、4項1目1節の分収造林費収入502万9,000円の減額補正は、事業費の減によるものです。

14ページをお開き願います。

20款1項とも市債については、第3表地方債補正のところでお説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、議案17号に参ります。

議案第17号平成23年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,014万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,199万8,000円とする。

2項は省略いたします。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

1、変更。

起債の目的、流域下水道事業、補正前限度額470万円から10万円減額し、補正後限度額

を460万円に変更するものです。

減額の理由は、起債許可予定額の減であります。

同じく、資本費平準化債、補正前限度額8,300万円を80万円増額し、補正後限度額を8,380万円に変更するものです。

増額の理由は、起債許可予定額の増であります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法に変更はありません。

続きまして、補正予算の事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

市営公共下水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費2節給料から4節共済費までの減額補正は、人事異動に伴う減であります。

13節委託料19万9,000円の減額補正は、下水道管内調査の皆減であります。

2目公共下水道事業費19節負担金補助及び交付金19万4,000円の減額補正は、石狩川流域下水道組合の建設事業費の確定に伴う負担金の減であります。

次に、2款1項とも公債費1目元金23節償還金利子及び割引料1億9,414万7,000円の増額補正は、繰上償還元金の増であります。繰上償還する市債は、平成20年度債と21年度債の縁故債9本で、これによる効果額は、償還利子相当分の1,918万2,000円であります。

2目利子23節償還金利子及び割引料77万6,000円の減額補正は、平成22年度債の利子確定に伴うものです。

次に、補正予算事項別明細書の歳入について説明いたしますので、3ページをお開き願います。

市営公共下水道特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

3款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金1億8,758万5,000円の増額補正は、市債の繰上償還財源を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、4款諸収入1項2目1節とも雑入185万8,000円の増額補正は、平成22年度石狩川流域下水道組合負担金の清算に伴う返還金であります。

5款1項とも市債については、第2表、地方債補正のところでお説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、議案第18号に参ります。

議案第18号平成23年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ384万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,625万5,000円とする。

2項は省略いたします。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

1、変更。

起債の目的、圧雪車購入事業、補正前限度額990万円から30万円減額し、補正後限度額を960万円に変更するものです。減額の理由は、起債許可予定額の減であります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法に変更はありません。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

市営神威岳観光特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款1項ともスキー場事業費1目スキー場運営費14節使用料及び賃借料38万5,000円の減額補正は、道有林野借上料の見直しによる減であります。

15節工事請負費83万5,000円の減額補正は、リフト整備工事費の入札減であります。

18節備品購入費262万5,000円の減額補正は、圧雪車購入費の入札減であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

市営神威岳観光特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

1款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金171万5,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整により一般会計に繰り戻すものです。

次に、2款諸収入1項1目1節とも雑入183万円の減額補正は、事業費の減に伴う空知産炭地域振興助成金の減であります。

3款1項とも市債については、第2表、地方債の補正のところで御説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、議案第19号に参ります。

議案第19号平成23年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,193万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,453万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款総務費1項総務管理費2目広域連合負担金19節負担金補助及び交付金1,486万5,000円の減額補正は、空知中部広域連合負担金の減であります。

次に、4款1項1目とも予備費1億679万5,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金1,714万1,000円の減額補正は、保険基盤安定分の減11万2,000円、財政安定化支援事業分の減137万3,000円、広域連合共通経費の減760万1,000円、人件費等分の減805万5,000円であり、一般会計へ繰り戻すものでございます。

次に、3款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金4,743万2,000円の増額補正は、平成22年度繰越金残額を追加補正するものです。

次に、4款諸収入2項1目1節とも雑入6,163万9,000円の増額補正は、平成22年度空知中部広域連合負担金の清算に伴う返還金であります。

次に、議案第20号に参ります。

議案第20号平成23年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ361万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,897万6,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款1項1目とも後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金361万3,000円の減額補正は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金の減であります。

次に、4款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目還付加算金は、財源区分の変更であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

1款1項1目とも後期高齢者医療保険料1節現年度分保険料300万円の減額補正は、被保険者の減に伴う保険料の減であります。

次に、2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金69万1,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整により一般会計へ繰り戻すものです。

次に、4款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金7万8,000円の増額補正は、平成22年度決算に伴う繰越金の皆増であります。

以上で、議案第16号から議案第20号までの各会計補正予算の事項別明細を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 一登壇一

議案第21号平成23年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量の第2号中、年間患者数「3万7,551人」に341人減して「3万7,210人」に、内訳外来患者の「1万6,469人」に341人減して「1万6,128人」に改め、第3号中、1日平均患者数「124人」に1人減して「123人」に、内訳外来患者「67人」に1人減して「66人」に改めるもので、患者数は、12月末の実績を勘案して調整するものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款病院事業収益の既決予定額5億5,116万8,000円から145万7,000円を減額し

て5億4,971万1,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業収益の既決予定額から102万5,000円を減額して4億2,159万2,000円に、第2項医業外収益の既決予定額から43万2,000円を減額して1億2,811万9,000円に改めるものであります。

支出の第1款病院事業費用の既決予定額5億9,514万4,000円から603万6,000円を減額して5億8,910万8,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額から738万6,000円を減額して5億7,577万1,000円に、第2項医業外費用の既決予定額に135万円を増額して1,313万7,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第1号職員給与費「3億7,803万2,000円」から370万8,000円を減額して「3億7,432万4,000円」に改めるものであります。

第5条は、予算第8条に定めた他会計からの補助金1億1,709万7,000円から43万2,000円を減額して1億1,666万5,000円に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、2ページをお開きください。

支出の1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の370万8,000円の減額の内訳は、(給料)3節医療技術員給50万6,000円の減及び(手当)7節医療技術員手当23万7,000円の減は、理学療法士の休職に伴う減であり、(賃金)12節労務員給156万7,000円の減は、病棟勤務における看護助手の不測の事態に備えるため予算を確保しておりましたが、現状の体制で推移してまいりましたことから、この間の予算計上分を減額するものであります。

13節報酬118万円の減は、医師体制において不測の事態に対応するための予算を確保しておりましたが、ほぼ変更なく推移しましたことから、この間の出張医師報酬額分を減額するものであります。

14節法定福利費21万8,000円の減は、先ほど御説明申し上げました病棟勤務における看護助手の不測の事態に対応するための予算計上分を減額するものであります。

次に、2目材料費1節薬品費の322万9,000円の減額であります。これは重篤患者を受け入れた場合による不測の事態を考慮し、予算計上していたものですが、それまでに至らなかったことにより減額するものであります。

次に、3目経費44万9,000円の減額の内訳は、8節燃料費176万1,000円の増、これはA重油単価の値上がりによる増とA重油使用量の減によるもので、この増減により増額するものであります。

13節賃借料148万7,000円の減、これは医療機械設備借り上げで、入札執行によるリース料の減及び在宅酸素濃縮器借り上げで、使用者3人分の予定から1人分の見込みにより減額するものであります。

15節委託料72万3,000円の減は、検便培養等の検査委託の減であります。

2項医業外費用3目雑損失1節その他雑損失の135万円の増額であります。これは医療費未収金徴収不能損失で、入院患者様御本人及び保証人の方が死亡されたことに伴い、徴収が困難となったため、本年第1回臨時会で議決されました歌志内市債権管理条例第12条第1項第7号、債権者が失踪、所在不明、その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないときの規定に基づき、債権の放棄を行うため補正するものでございます。不納欠損は1名分で、未

収額は159万9,490円を予定しております。

これまで、入院患者様の保証人である御主人と返済方法については、幾度となく面談を行い、その都度誠意を持った対応をしていただいていたことから、当院も法的措置を含めた事務的な手続をとらず、進めてきたところであります。

しかし、冒頭申し上げましたように、入院患者様御本人と保証人である御主人が相次いで亡くなられ、また、御夫婦には成人のお子様がいらっしゃいましたが、承継する財産もなかったことから、債権放棄を行わざるを得なくなったところであります。何とぞ御理解のほどお願い申し上げます。

1ページへお戻りください。

収入の1款病院事業収益1項医業収益2目外来収益1節内科で102万5,000円の減は、外来患者数の減によるものであります。

次に、2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の43万2,000円の減は、特別交付税に係る共済組合追加費用の単価が減額改定になり、減額分を一般会計の繰り入れから減ずるものであります。

次に、3ページから5ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、7ページをごらんください。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純損失は既決予定額より457万9,000円を減少した4,147万9,000円となり、年度末の累積欠損金は8億6,778万8,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） 10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第16号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） いっぱいあるものですから、順次質問をいたします。

まず、5ページの歳入。

法人税の関係ですけれども、先ほど提案説明では、石炭関連云々と、ちょっと最後のほう聞こえなかったのですけれども、1,100万円の補正です。これは、たしか露頭炭の関係ではないかと思うのですけれども、業者がふえたのか、ふえないのか、その辺をお伺いをいたします。

それから、歳出の24ページ。子ども手当の関係ですけれども、737万円減額、これたしか申請主義だと思うのですけれども、当初予算でどのぐらいの人数を見て、最終的にどのぐらいの申請があったのかをお伺いしたいと思います。

それから、29ページ。観光費でございます。

まず、観光費の負担金補助及び交付金、ここに、観光施設活性化推進事業、それから、温泉施設利用促進で2,000万円ということでございますけれども、ここで4点ばかり質問をさせていただきます。

1番目が、観光施設活性化推進事業に2,000万円となっておりますけれども、この補助

金の補助金要綱では、温泉施設等を活用した交流促進、健康増進事業に対し補助するとなっております。そういうことで、これからこの2,000万円をどんな事業に対して補助するのか、まずお伺いしたいと思います。

これについては、21年4月1日に、要綱の第9号で、株式会社歌志内振興公社温泉施設等活性化推進事業補助金交付要綱というのがございます。それで、この交付要綱に私はちょっと合致しないのではないかという気がいたしますので、1番目でそういう質問をいたします。

なお、もし2,000万円を補助するとすれば、この内容と申しますか、使用内容、何に使うのかをお伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、先ほど提案説明の中に、資料の説明もありましたけれども、資料を見ますと、私の考えるのは、単なる赤字補てんではないのかと思います。とすれば、補助金ではおかしいのではないかというふうな気がいたします。

3点目、もし補助金とすれば、これも歌志内市補助金交付規則のございます。そこで、補助金の交付規則にありますように、補助金の交付申請があったのか。あったとすれば、資料それぞれつけていただきましたけれども、その資料とともに、その申請書の写しをなぜ添付しなかったのか、むしろそっちのほうがわかりやすいような気がします。

というのは、この補助金の交付要綱を見ますと、第4条ですけれども、補助金の交付の申請には、事業計画書または工事計画書、収支予算書及び資金計画書というようなものをつけて、補助を申請するのだよということで規則で決まっておりますので、あえてお伺いをいたします。

それから、当然、補正でございますので、この補正に当たっては、当然取締役会を開催して、取締役会で決定したから、この補正に出てきたのだと思います。私は社長は知っていますけれども、だれが取締役になって、何人いるのかわかりませんが、この取締役会に諮ったとすれば、その時点での主な論議が、どのようなことが話されたのか、その内容をお伺いしたいと思います。

この件については、大体4点で終わります。

それから、34ページ。奨学金の貸し付け、31万6,000円の不用額でございます。これは、大学、短大、専門学校があると思うのですけれども、何件貸し付けたのか、お伺いをいたします。

とりあえずそれだけ、よろしくお伺いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 私のほうから1点目の法人市民税の増額補正の件なのですが、説明では、石炭関連企業の申告の増ということでございます。

御質問では、石炭関連企業ふえたのかということでございますが、市内の石炭関連企業4社ということで、増減はございません。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 私のほうから、子ども手当の件で御回答申し上げます。

子ども手当につきましては、今、手元の資料ですが、延べ人数で予算計上、決算見込み持っております。明確ではないのですが、当初予定予算額から見込額に対しまして、およそ15人分の減ということの試算でございます。4カ月区切りで試算をしております。この間、年間出入りがございます。その都度人数を加算または減額しながら計算してくるのですけれども、今の見込みの中では、人数的にいきますと15人分の減額ということの数値でございます。

(「答弁漏れ」の声あり)

当初見込みでは約270名ほど見ております。それから、決算では264名ということで、この間、今言いましたように15名の減ということでございます。

○議長(山崎数彦君) 佐藤産業課長。

○産業課長(佐藤守君) まず、1点目の補助金の要綱と、それから、要綱の内容によつての事業について、どのような形で補助をするのか、その内容についての合致の関係でございます。

補助要綱では、健康の村施設を所有する公社が温泉施設等を活用した交流促進、健康増進事業に対し補助金を交付することによって、公社の経営安定に資する。市民福祉の向上を図ることを目的としたものの要綱でございます。

今回の部分につきまして、当初の部分での事業計画では、販売促進事業、それから広告宣伝事業、それから美化環境含めた修繕その他という形での事業計画でございます。

その中で、販売促進費の増として、さまざまなサービスデーや雑誌等への掲載による販促事業を行っておりますけれども、これらの部分での増分と、それから修繕費の増の部分、それから販促費に伴う収入減、それから燃料費の予算不足、これらを今回の補正の部分といたしまして、温泉施設等活性化推進事業補助金交付要綱として補正をしたものでございます。

内容につきましては、今のような形でございます。

2番目の部分で、先ほど申し上げたとおり、先ほどの形の事業に伴う収入減の部分を含めておりますので、その部分については、赤字補てんという形のとらえ方をされると思っておりますけれども、それらは、事業にかかわる部分での赤字という形での補助金として、今回は補正を行ったという形でございます。

それから、今回の部分での資料の関係でございますけれども、今回つけました資料につきましては、後段の2ページにつきましては、決算上におけます損益計算書という形をとりました形のほうが適切ではないかということで、その形の資料とさせていただきます、貸借対照表に見込みとして落とし込んだという形での資料といたしましたので、先ほど申し上げたとおり、補助金の使用内容において、そのような形での事業計画になりましたので、損益計算書として、他の支出科目、収入科目等を明確に示したほうがよろしいかということで、そのような資料としたところでございます。

それから、補正に当たって、取締役会で決定したかどうか、その内容のお話でございます。

この関係につきましては、1月下旬から2月にかけて、数度取締役会を開催させていただいております。

それぞれ今回の補正に係る状況につきましての部分での、現状での報告、それらに伴う対応が主なものでございます。

以上でございます。

○議長(山崎数彦君) 小玉教育次長。

○教育次長(小玉和彦君) 奨学金貸付金の31万6,000円の減額で、何件貸し付けたかということでございますけれども、当初予算として、大学生2人、高校生1人を計上しておりました。これに対し、1人の決定でございます。

○議長(山崎数彦君) 原田稔朗さん。

○5番(原田稔朗君) 29ページで再質問をさせていただきます。

もう少しはっきり、私の質問の仕方が悪いのか、よくわからないのですけれども、何か質問に対してすっきりした答弁がいただけなかったものですから、再度質問をさせていただきます。

す。

私、先ほど言いましたように、活性化推進事業補助金交付要綱については、温泉施設等を活用した交流促進、健康増進事業に対して補助交付をいたしますと。

それで、補助金の申請については、補助金の交付を申請しようとするときは、規則第4条に規定する書類を市長に提出しなければならないと。6条までございます。

それで、今まで当初予算で1,000万円組んだのは、恐らくこの要綱で言う、交流促進、健康増進事業に対する補助ということにとらえて1,000万円を補助したのだと思うのですよ。私もそういう解釈をしておりますけれども、今2,000万円出てきたのは、これからどういう事業をやるのに2,000万円を補助するのかということをお尋ねしたわけです。

それから、2,000万円の、この議案が可決になれば2,000万円交付するわけですから、その使用の内容を具体的に教えていただきたいのでございます。

それから、私、資料を見る限り、単なる赤字補てんではないかということでございますけれども、この資料を見ましても、29期決算見込説明書収益的収入及び支出前年対比、28期と29期と、これ見込みですけれども、それぞれに使っているような気がするのです。それで、本当にそうなのかということをお伺いをしたわけでございます。

それから、補助金で出すとすれば、先ほど来、私、交付規則も読み上げましたけれども、補助金の申請が出ているのか、出ていないのかということなのです。

それで、当然私は出ていると思っているのです。ですから、だれもこの資料をつけたのをだめだと言っているわけではないのです。このほかに、補助金の交付申請書の写しでもつけてもらったほうが、なおかつ我々が理解できるのではないかということで、補助金の申請が出ていないとすれば、出せないわけですから、補助金の申請があるはずですので、それを追加というのか、つけてもらったほうがよかったですねということをお尋ねしているわけでございます。

それから、取締役会を開いたと言っておりますけれども、この2,000万円を計上するに当たって、取締役会で、これに対して、主な論議が、どのような論議があったのかということをお伺いしてるものですので、その辺をきちっと答弁を願いたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 補助金の事業内容でございますけれども、事業予算の内容といたしましては、先ほど申しあげました温泉施設活性化推進事業の補助金の部分の内容でございますけれども、内容としましては、先ほどちょっと申しあげておりますけれども、販売促進費といたしまして、サービスデーの実施や各事業との協賛事業、それから、各観光誌等のサービス事業などの部分で行っている部分と、それらに係る広告宣伝費、ホームページ等、それからチラシ等、それらの関係の広告宣伝事業、それから美化環境事業としての修繕事業、それから多少の消耗品という形になっております。

今回の部分につきましては、販売促進事業といたしましての部分の中で、それらの事業の中で、販促費の増額といたしまして168万5,000円、それから修繕費といたしまして、工事の増額の部分で264万5,000円、それから、前段にちょっと戻りますけれども、販促費に係る部分でという形の中で、事業収入の減として1,299万6,909円、それから燃料費の部分での、それらのさまざまな事業をやる部分の中での燃料費高騰等による予算不足としての277万円ほどを、その中の事業を行う上での部分での補てんといたしまして、今回の補助金の中身としたところでございます。

そのようなことから、次の使用内容という部分にもかかわってくるかなと思いますけれども、各事業における増額と、それに伴う収入減として、本補助金の交付要綱として、運営経費

の増額という形で決めたところでございます。

それから、申請書につきましては、今の内容の部分の中身でございます。（「何」の声あり）申請書につきましては、現在申し上げた事業予算をもとにし、これまでの行っていた事業の部分の経費増と、それから、先ほど議員からは、赤字補てんというふうな形で言われていましてけれども、それに伴う収入減ですから、赤字ととられる部分もあるかと思っておりますけれども、それらの事業に行う収入減と見て、今回の事業補助要綱として、運営経費の増額、経営安定ということに資するという形で、本要綱を適用させて申請をしたものでございます。

取締役会の論議につきましては、1回目につきましては、現状の部分での状況についての内容の関係、それから今後の3月までの見込み状況。2回目、次につきましても、それらの検証、そして、最終的にどのような形での、24年度、30期に向けての形の中で、どのような形が適正になっていくかというようなことでの、最終的には、すべてにおいて、今回の部分での補正に関しての部分に終始して論議をしたところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 論議をしたということでございますけれども、その全部を私、聞いているわけではないのです。取締役何人いるかわかりませんが、重大なことなので、私、聞くのですけれども、取締役会を開いたときに、私が、取締役会を除いて3点ばかり質疑をしましたけれども、当然、取締役の中には私のような考え方の人がいて、恐らくそういう論議がなされたのではないかとということでお伺いをしているわけでございます。

それから、補助金の交付申請出ているのかと言っても、出ているとも、出ているとも言うておりませんが、その点もよろしくお願いたします。

それで、私は全体的に、この資料を見ますと、先ほど財政課長が提案説明をいたしましたけれども、31ページ、補正予定額の中に、はっきり収入不足額、それから22年度の不良債務額を足して2,002万5,000円云々と書いてありますよね。

だから、私の言うのは、総体的にそれぞれ見ますと、収入でいきますと、入館料から、その他の収入、それから営業外収入云々、それから営業費用でいくと、運営事業費、給与手当から賄い材料費までずっと項目載っていますよね。

それで、全部にそれぞれ各科目で、収入でいくとふえたところもあるし、減ったところもあると。支出でいきますと、ほとんどみんな決算見込みと、28期と29期で比較しますと、それぞれ減っていますよね。

そうしますと、総体的にこの2,000万円を補正するということになるのと、赤字の補てんだらうと、こういうことに尽きるのではないかという気がするのですよ。その辺を答弁を願いたいです。

それから、3回目で最後でございますので、議長にお願いがございます。

今、答弁をいただきましたけれども、取締役会の議事録、会議録というのか、その辺よくわかりませんが、議事録と、それから補助金の交付申請書の資料を配付していただきたいと思っておりますので、その辺も議長の裁量で、ひとつよろしく、お諮りをいただきまして、お願いをいたします。

以上、3回で終わりのようですので、最終的な答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 繰り返しの部分もあるかと思っておりますので、失礼をさせていただきますけれども、先ほど申し上げたとおり、大きく柱の販売促進事業から始まる、大きく4点でございますけれども、その事業の部分での、言うなれば事業増、それから、それらに伴う形での

収入減という部分については、言うなれば収支不足の部分という形を補うと、議員のお言葉をかりれば、それに伴う収入減ですから、赤字の部分での補てんと。

それから、修繕に関しては、修繕費の増でございますので、販売促進費とはまた違った形での増という形でございます。

それから、燃料費の部分につきましても、それら事業を行う上での必要な費用という形からの見方をさせていただき、本要綱に伴う形での、言うなれば経営運営経費という形での、安定化に伴う形での増額という形をとらせていただき、このような形で決定をさせていただき、資料についても、取締役会の中で協議を行いまして、この形での提案という形になったところでございます。

それから、先ほど言った補助金の関係の部分につきましては、補助金に関しましては、今申し上げたような形での事業予算計画をつくっているところで、今回の補正という形をとらせていただいたということでございます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 53 分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいま原田さんから2件について資料要求がありました。

1件は、公社取締役会での議事録の写しが欲しいということと。

もう一つ、補助金の交付申請書を提出してほしいという2件がありました。

この件について、議会運営委員会で審査をいたしますので、午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中、原田さんから資料要求のありました件について、補助金の交付申請書については、お手元に御配付をしたとおりでございますので御参照ください。

次に、質疑を続行いたします。

ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 公社の件については、私も数年前から毎年質疑させていただいております。

それで、昨年だったと思いますが、公社に入れるお金については、恐らくどのような性質のお金にしても、以前、たしか総務課長の答弁だったと思いますがけれども、入れることのないような答弁もありました。これは事実でございます。

そう言いながらも、やはり公社には人も多数雇用されております。そういう視点から反対をせず、昨年1,000万円の補助金が入っております。そしてまた、23年度、この予算で2,000万円の、言うなれば補助金が追加されようとしております。

そういったことで、実は、先ほど来、佐藤課長の原田議員に対する答弁を聞いておりましたら、赤字云々でやりとりがありましたけれども、私は、やはり事実上は赤字なのですよ。5億5,800万円ないし、昨年私が質疑したときには、やはり減価償却費が落ちているよと。それを加えていけば、実質、累積1億円超えるのではないのと、こんな話も私はしたところで

ございます。

そういったことも踏まえて、何点か質疑させていただきたいと思います。

それで、資料の不良債務の関係なのですが、28期で487万4,647円と記載してあります。不良債務は、御承知のように流動負債より流動資産を差し引いて、流動負債の額が多い分が不良債務ということになるわけでございますけれども、それで、29期では11万4,612円、これは不良債務が発生しないと、先ほど財政課長も言っていたと思うのですが。

そこで、一応不良債務は28期、たしか4%ぐらいなのですが、何%ぐらいいったら、ちょっと問題が生じるのかなと、これがまず1点です。

それから2番目に、実は、当市の公社というのは、性質は第三セクターだと、私は、セクターの民間会社だというふうに位置づけられると考えております。

それで、株式会社歌志内振興公社の、今、補助金交付申請書にもございますように、代表取締役は市長が兼務していることになっております。

そこで、また、株主が100%歌志内市でありますので、このたびの2,000万円の補助金の補正については、いささか私も疑問を持っているところでございます。

と申しますのは、自分の会社が経営が困難になったら補助金を議決して出してほしいと言っておられるのではないかというふうにとらえるわけです。

それで、ちょっと飛躍するかもしれませんが、これが一般の、仮に市内の民間会社が経営困難になりました。市長、私の会社に補助金を議会で議決して補助してくれませんかと言ったら、どのような対応をするのか、その見解をお聞きしたいと思います。これが2点目です。

それから3点目ですが、先ほど来、補助金の交付要綱云々ということで議論しておりました。補助金の交付要綱で定めはあるものとしても、私は法が優先するのが御承知のとおりだと思いますので、自治法によれば、自治法232条の2項で定めておりますけれども、地方公共団体の補助金の交付は、一般的に、公益上必要がある場合に限られるとあるのですね。

それで、判決の中でも、広島高裁の平成13年5月29日の判決で、第三セクターへの補助金交付に対する判決なのですが、このように判決が出ています。公益上の必要性の判断に当たっては、補助金の要否を決定する市長の判断に一定の裁量権があるが、自治法の趣旨が恣意的な、恣意的というのは、勝手気ままな考えというふうにとらえると思うのですが、恣意的な補助金等の交付によって、当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにある以上、市長の判断に裁量権の逸脱、乱用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法とされるという判決も出ております。

裁量権の逸脱、乱用の判断については、当該補助金交付の目的とか趣旨だとか効用、また性質、当市の財政の規模とか、議会の対応も含めて、総合的に補助金の補正を判断したのだと私は思っております。

それで、株式会社歌志内振興公社が直接金融機関から融資を受け、債務保証を歌志内になるということにすべきと考えるべきであったのではないかと思いますけれども、この件について、3点目伺います。

次に、4点目ですが、平成19年、法律第94号で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月に全面施行されたところでございます。その後、地方公社の整理と再生のために必要となる経費については、議会の議決を経て、起債することができるとする第三セクター等改革推進債が創設されておりますが、これは御承知かと思いますが、この辺は知っているかどうかお聞きしておきたいと思っております。

もし承知していれば、この第三セクター等改革推進債について、地方財政法第33条の5項の7に詳しく示しております。それは、平成21年度から25年度までの時限立法で定められているわけですが、これらの改革推進債を考えたことがあるのかどうか、伺いたいと思います。

それから次に、また、総務省は平成21年6月23日に、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針を示しております。そしてこの指針が示す抜本的改革を行うための手順の特徴が挙げられている点を御承知でしょうか、この点についても伺いたいと思います。

次に、また、指針では、採算性、事業性とか、仮にある第三セクターであろうと、行政目的上、関与の必要がないものについては、行政は関与すべきでないという考え方なのです。

そこで、事業手法区分別特定というチャートには、公的によるガバナンスの度合いを勘案した上で、五つの手段が提示されています。これらをもとに経営を考えたことあるか、ないか、この点についても伺いたいと思います。

以上、何点か申し上げましたが、恐らく答えていただけるのではないかというふうに私は思っておりますので、ひとつ、あいまいな答弁でなく、明瞭な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後 1時10分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 補正予算を担当したという立場でお答えを申し上げたいと思います。

産業課のほうと重複するかもしれませんが、なかなか谷議員さんの御質問についてはかなり深い内容で、私どもも余り深く理解していない部分がございますが、わかっている範囲の中でお答えをしたいと思います。

まず、1点目の不良債務、何%以上かということの質問ですが、これについては、特に、ちょっと勉強不足というか、何%以上というのが示されている数値については把握をしております。

2番目の第三セクターということで、そのとおり第三セクターでございます。歌志内市が100%出資をしていると。そこで、社長は市長が兼務しているのですが、自分の会社ということという表現でございますが、自分の会社という表現ではなくて、市民の会社というふうに考えておりますので、補助金の要請が個人の会社からあった場合どうなのかという質問は、ちょっと置きかえまして、市民の会社というふうに認識をしておりますから、そういうことで、個人の会社とはまた違うものというふうに考えております。

それで、2番目の後段のほうで、地方自治法232条の第2項で言われております補助金の交付については、そのとおり、公益上必要がある場合に限られるということでございますし、それについては、市長が独断で判断をしているわけではございません。つまり、今回のように2,000万円の補助金については、議会に提案をされていて、議会の議決を経ようとしているものでございます。

それと、損失補償を会社が金融機関からお金を借りて、それに対して市が債務保証する方法もあったのではないかということにつきましては、振興公社の経営状況からいまして、金融

機関からお金を借りたとしても、ほとんど今のところ返せるのは難しいというふうな判断をしております。

それと、3番目の第三セクター等改革推進債という起債の制度があるということでございます。これについては、谷議員さんのほうからもちょっとお知恵もいただいたこともありまして、調べたのですが、中身を申しますと、第三セクター等改革推進債が創設をされたもとの目的というのが、土地開発公社等、地方道路公社、あるいは第三セクターという会社が財政危機に陥って、これを地方公共団体として清算したいということ、その清算に当たって多額な資金を要する場合が多々あるものですから、これについて、この第三セクター改革推進債が創設されたということでございます。

それで、その内容を見ますと、地方公共団体が損失補償を行っている第三セクターの法的整理等、法的整理等というのは、破産、民事再生等、もちろん破産法や民事再生法を踏まえた中での破産、民事再生等につきまして、法律的整理等ということなのですが、これを行う場合必要となる当該損失補償並びに市が短期貸付金を貸しているのであれば、それを清算する経費をこの第三セクター改革推進債が充当できるというようなことでございます。

そういう内容でございますので、この歌志内市振興公社につきましては、市が損失補償もしておりませんし、貸付金を出しているわけでもございませんので、前段の段階で起債の対象にはならないということでございます。

それと、4番目の第三セクターに対する抜本的改革の推進等についてでございますが、これにつきましては、その指針の解説につきましては読んでおりますが、基本的には、経営について、公共団体として確実な指導なりをなさいたいというような内容がほとんどということと理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 最後の五つの手段が提示されている。これらをもとに経営を考えたことがあるかということが答弁漏れになっているのですよ、最後のほう。

事業手法区分別特性というチャートには、公的によるガバナンスの度合いを勘案した上で、五つの手段が提示されていますけれども、これらをもとに経営を考えたことがありますかというのを。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 大変申しわけないです。答弁漏れましたが、その五つのチャートの中の5点については、ちょっと把握してございません。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 今、財政課長からそれぞれ答弁いただいたわけです。

最初の公社等による不良債務の比率の関係なのですが、私が勉強している中では、公社等で不良債務が10%を超えたらちょっと問題だよということは指摘しております。この点について、やはり10%を超えれば、本当に公社としては重要な段階に来ているということを認識していただければと思っております。

それから次に、要するに市長が兼務している公社、市民の会社。これは、私はどういう見解を答弁するかなということでお尋ねしたわけですが、ただ、この辺、自治法上問題ないのかどうか。要するに公社の代表取締役が市長で、そしてさらに市がこういう補助金を出すということについては、自治法上全然問題ないものかどうか、改めてこの辺お聞きしたいと思います。

それから、要するに金融機関からの融資を受けるべきであったのではないかということですが、このことについては、返済できる能力もないような答弁でございました。

そうすると、返済できる能力のない公社に、補助金だったら返さなくていいから入れるのだと、こんな理屈にもなるわけでございます。そうすると、今後、公社の運営、経営に当たっては非常に、何となく、返済できる能力ないからどんどん補助金で対応していくのかなど、言いかえれば、そのように聞こえてもくるわけです。そして、まだ議決はしていないけれども、24年度でも1,000万円の補助金を予定しております。

こんなことを考えるのであれば、やはりどこが問題なのかということが、本当にメスを入れているのかどうかということが疑念視されるわけですが、こういう問題を真剣に、それこそ考えたことがあるのかどうか。

これはひどいと思うのですよ、やはり。23年度で、今まだ議決していないけれども、2,000万円プラスでしょう。そして来年度1,000万円の要請でしょう。そういうことで私は申し上げておりますので、やはりもう少し公社の経営については、本当に抜本的にやらなければ、せつかくのいいお湯も市民が利用できなくなると。市内外のチロルの湯を愛している人たちが利用できなくなる、こういうことにもなりかねない。ですから、このことを一に考えて、もう少し抜本的に経営改革をやるべきと私は考えますが、その辺は、やはり市長の考え方を、見解をしっかりと聞いておきたいと私は思います。

次に、先ほど第三セクター等の改革推進債の関係なのですが、実は、これは地方公社の整理と、再生のためというふうになっているのですね。再生のため。

それで、最後に私が言った5項目、五つの手段の提示されています。これ関係しているのですよ、後ろのほうに全部、正直申し上げますと。

それで、抜本的改革等に関する指針を示しておりますよということを私、先ほど質疑しましたが、その特徴として、大きなくくりとして、第三セクターというのは、設立のときには意義や必要性があったのだけれども、ずっと経営していったら、だんだんだんだん事業そのものが、もちろん先ほど土地公社とかいろいろなことを言っておりました。

すべての公社が意義や必要性があったけれども、事業そのものがだんだんだんだん意義や必要性が衰えてきたというか、ちょっと表現の仕方悪いかもしれないけれども、だんだんだんだん下降してきていると。だから、そういうことを踏まえて検討すべきであるという大きなことを点として言っているのですね、抜本的改革を行う手順として。ここのところをメスを入れないとだめですよと言っているのですよ。

正直言うと、改革推進債の利用に当たって、かなりページ数出ております。それには、先ほど財政課長が事業手法区分別特性というチャートの五つの手段です。これには、これらを全部含めて、こういう五つの手段がありますから、このこともしっかりと踏まえて経営に当たりなさいというふうな指針を示しているのですよ。

そういうことで恐らく、正直言って、第三セクター等改革推進債という時限立法は、先ほどちらっと財政課長言っていましたけれども、これをもう少し私は研究して、そして総務省に照会をしてみる必要があるのではないかと思うのですが、総務省に照会しないでの答弁かと私は受けとめているのです。

だから総務省にもう一度しっかりと照会して、そして、きちっとした、だめならだめ、この起債が使えるのか、使えないのか、そこら辺のきちっとした根拠を示していない答弁ではないかというふうに私はとっているのです。もう一度総務省に、第三セクター等改革推進債、整理と再生のためとなっているけれども、再生ということですから、うちのような公社がこれだけ

の大赤字抱えているわけですから、そして、返済のできる余裕もないということですから、もう少し推進債を総務省と協議すべきではないかというふうに考えるのですが、これでだめだったらうちの公社、にっちもさっちも最終的にいけなくて、いつまで補助金でもたせるのかと。

そうすると、補助金でいつまでもたせるのかとなっていけば、これは大きな問題として今後尾を引くと思うのです。そういうことを考えて、もう少しこの辺も考慮しながら研究したほうがいいのではないかと考えますけれども、いかがですか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 今、谷議員さんの中で、不良債務比率10%ということで御指導され、大変ありがとうございます。

それで、公社の社長に市長になるということについては、地方自治法上、特に問題がないというふうにとらえております。

それと、補助金でどこまでやっていくと、問題があるのではないかと。やはり抜本的な経営改善を図るべきだということについては、そのとおりでございますし、市もこのまま補助金をずっと投入するという考えは持ってございません。やはりいずれかの時点で、そこを見きわめながら、谷議員さんがおっしゃる抜本的改革案をつくりながら整理しなければならないというふうに考えております。

それと、谷議員さんのお言葉では、第三セクター等推進債と、抜本的改革の五つの指針については、これは、財政としては、推進債と指針というのは切り離して考えております。

というのは、第三セクターの改革推進債というのは、起債の制度としてできているものですから、詳しく対象となる経費等が示されております。一番初めにお話ししたとおり、地方公共団体が損失補償をしている法人の法的整理、破産、民事再生。当然、破産法、民事再生法を踏まえた、こういう法的整理等に要する、損失補償に要する経費について推進債を該当しますということなものですから、ここで言う民事再生というようなことなものですから、経営の赤字ということに対するものではないということでございますし、谷議員さんが言っている五つの指針というのは、同時に総務省のほうから示されております一般的な第三セクター等の運営に対する指針を言っているということで、最初にお話ししましたが、この第三セクターと、改革推進債とこの指針というのは直接的には結びつかないものと考えております。

なお、総務省にも確認したお話でなくて、起債の手引書に書いているものからのお話であるものですから、御意見あったように総務省にも確認をしてみたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） それで、経営の改革に当たっては、第三機関を立ち上げてはどうかと私は考えているのですよ、公社の経営の問題について。やはりこれは立ち上げないと、今後、私は大変なことになるだろうという見通しをしております。

そういうことで、抜本対策として、第三機関を立ち上げて、経営、運営について協議することがないかどうか、これをまず伺っておきたいと。

それから次に、市長の兼務のことで私は自治法上問題ないのかと言ったのは、実は、最初の質疑の中で、広島高裁の判決の話をしましたね。要するに市長の判断に一定の裁量権があるけれども、自治法の趣旨が恣意的なというのは言っていますね、私。恣意的なというのは、勝手気ままな考えというふうに解釈できると思うのですが、もし恣意的な考えで補助金をやるとしたら、やはり問題になってくるのではないかというふうに私は思うのです。ということは、補助金を入れる頻度、経営の全体像からいって、補助金を入れる頻度の問題、これがやはり私は

問題になってくるのではないかというふうに、恣意的にということでお話ししているのです。

だからこの辺をもう一度、断言した発言でなく、もう少し弾力性を持った答弁のほうがいいのではないかというふうに私は思っております。

それから次に、例の推進債の関係なのですが、これについては、私、3点目に言いました金融機関より融資を受けて債務保証してもらったほうがいいのではないのかという話しましたよね。だから私は、今もう末期的な状況になっているのはわかっていると思うのです。だからあえて金融機関からお金を借りて市が債務保証すれば、こちらの推進債に行き着けるのではないかと、こういう思いもあって実は言っているのです。

それで、債務保証を市がすることによって、補助金と違いますから、やはり説得力も逆にあるかと思うのです。補助金だったら行き放しです。だけれども、債務保証した場合、やはり返さなければいけないというものが働いて、やはり経営にも力が入るのではないかと、そういう思いを持っているから私は言うのであります。もらい放しのお金だったら経営努力が損なうと。損なわせないために債務保証した方が真剣に経営に当たるのではないかということなのです。それで一生懸命やってもうにならなければ起債起こせばいいではないですか、25年度までですけれども、そういうことなのです。

そういう知恵を働かせながら、何とかして公社を再建すると、そういう考えで私は、一般的に経営者だったら、そっちのほうに持っていくと私は思いますけれども、補助金をもらって、それこそ毎年毎年こうやっていったら市民感情も許さなくなってくると思います。

そういった意味では、やはり経営に当たっては本当に、今年度、24年度である程度のめどをつけないと、私は大変な結果になるだろうというふうに見込んでおりますが、その辺も市長の、リーダーとしての見解をしっかりと聞いておきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） いろいろ先ほど来質問いただきました。

このチロルの湯、歌志内振興公社の経営に当たっての厳しい状況ということについては、十分理解をしているつもりでございますし、そういった中での改善策等についても、庁内でも検討をさせている経緯もございます。

いろいろこれまでの、こういった形で振興公社がこの施設を運営しているということにつきましては、これまでの経緯等を含めて、皆さんも御承知のとおりかと思っておりますけれども、何とかその中でいろいろな支援を受けながら、あるいは改善、見直し等含めて、安定的な経営に向けて進めてきたということでございますけれども、結果として今こういう状況になっております。

当初、これらの振興公社での運営については、皆様にもお話いたしましたけれども、一つの区切りとして、5年間という形の中で進めてきた経緯がございます。そういった中で何とか独自で採算の合うような事業を進めたいという、いろいろな計画を持って進めてきましたけれども、確かに現在いろいろな条件が重なっております。経済的な情勢だとか、そういったこともあろうかと思っておりますけれども、やはり今いろいろ各議員さんからも言われているように、抜本的な改革が必要だということについては、十分認識をしているつもりでございますし、また、そういうことを、抜本的な改善に向けて取り組んでいくという考えを持っております。

当初、一区切りとして5年間ということで、この3月で5年を迎えるわけでございますけれども、この経過を踏まえながら24年度の早い時期に、今後の経営含めた中での、改善も含めて進めていきたいと思っております。

その中で、今いろいろ指摘のありました債務保証の問題、あるいは三セクへの起債の問題、

また、北海道あるいは国におけるいろいろな制度の問題、これらを含め、また、さらには市民の皆さんの意見を聞きながら、この事業について進めてまいりたいと思っております。

最初立ち上げるときに申し上げました、5年間の一区切りということでございますので、そういう意味で、24年度の早い時期に、25年度以降の振興公社の経営、あるいはチロルの湯の経営含めて、いろいろな面から抜本的な改善に向けて取り組んでいきたいと、このように思っております。

○7番（谷秀紀君） 第三機関の立ち上げの点だけ、ちょっと。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 第三機関の設置ということもありました。個々に項目いろいろ出されておりますので、そういったものについても十分研究をしながら進めていきたいと、このように思っています。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 歳出のほうから質疑いたします。

15ページ、節の25の積立金、先ほどの説明ですと、決算見込みでこのぐらい残るということで、それを財調と、今回可決される予定の過疎地域自立促進特別事業の基金に積み立てるということですけれども、財調、1億円が入ると、これで積立額は幾らになるのか。

それと、財調に積む前に、ほかに利用するという案、そういう創設は考えられなかったのかと。でなければ、例えば予備費ないしは繰越金として残しておかなければ、一たん財調に入ってしまうと、取り崩しにいろいろな制約が出てくると思うのですけれども、その辺の検討はなされたのかどうか。

それと、過疎地域のほうに、先ほどの説明の中では、代替バスの輸送の補償その他にというふうなことでしたけれども、これはどの程度積み立てる予定をされているのか、お伺いいたします。

それと、17ページのその他委託料の説明の中で、除雪費委託料、駐車場の委託が皆無で20万2,000万円の減額補正と。ことしの降雪量を考えると、この除雪に関して減額できるのかどうか、その辺の詳しい説明、どこの駐車場で減額になったのか、その辺をお尋ねいたします。

それと、23ページの節7の賃金ですけれども、その説明の時点で、代替の保健師が確保できなかったということですが、介護保険の事業を行うのに代替の保健師がいなくても、現在、支障がないのか、その辺をお尋ねいたします。

それと同じことなのですから、26ページの節7の賃金のときにも同じ説明がされました。これの保健師確保されないことに問題はないのか、お尋ねをいたします。

それと、30ページの節13委託料の除雪の委託料1,350万円ですけれども、これは、通常、市道その他の機械による除雪のみの計上なのか、その他、下の工事請負費の中に10万8,000円とかというのが出ていて、先ほど氷割り云々とかという話もありましたけれども、これはどの程度賄える補正なのか、お尋ねをいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 補正のことで、1点目の積立金については私のほうからということで、介護保険関係等の代替保健師の支障の件については保健福祉課長ということで、それと除雪委託料1,350万円の件については建設課長のほうから御答弁申し上げます。

まず、1点目の1億円の財調への積み立てということで、この積み立てした場合、財調の総額は9億7,000万円になるということでございます。

それで、積む前に予備費だとか繰越金だとか、そういうような費目のほうに余裕をつけたほうがということなのですが、予備費自体も今回の補正で4,853万3,000円を増額補正をしまして、6,700万円ほどになる予定でございます。そのほか、毎年のことなのですが、各費目の中で、支出の中で不用額が5,000万円、6,000万円というような金額が出てまいりますので、それらが結局は繰越金ということでなっていく予定でございます。

2番目の過疎地域自立促進の基金についての積み立てはどの程度までということでございますが、今回、とりあえず代替輸送の経費として充当をするということを考えておりまして、今回、6,460万円の積み立てをして、来年におきましては700万円ちょっとの積み立てをした中で、代替輸送に係る経費も8年から9年ぐらい、この積立金で賄っていきたいというふうに考えております。

それ以外にも過疎計画に載っているソフト事業というのはまだまだございますけれども、これにつきまして、毎年度毎年度ソフト事業の実施状況を見ながら、借りるか、借りないか決めてまいりたいというのが現在の状況でございます。

それと、3番目の20万2,000円の除雪の経費の減ということなのですが、これは、本町のホワイト歯科の裏の駐車場用地の除雪でございます。これにつきましては、経費節減のため、土木の機械をお願いして除雪をしていただいたということで、全額落とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 代替保健師の部分でございますが、ここ数年ずっと私どもで行っております出前講座とか各種事業に代替保健師さんを雇ってきております。それで、今年度始まりましてから保健師さんが体調を崩されまして、結構長期の療養ということで、急遽来ていただけなくなりました。

保健師という有資格なものですから、あちこち手配して代替の方を求めたのですが、人員の採用には至らなかったということで、この穴のあいた部分については、私どもの担当の保健師のやりくりでできる範囲で行ってまいりました。

ただ、今言いましたように、当初から予定している事業の部分で若干の穴があいたのは事実でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 除雪委託料でございますが、1,350万円、これは、通常の早朝除雪を行う路線、また、河川の雪割りも含めて1,350万円を補正の御提案をしたところでございます。

工事請負費の氷割り等についてでございますが、市内の道路等で水たまりがあった場合に、氷割りをするというところで補正をさせていただいたところでございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 一つは、代替保健師、恐らく必要だったはずの出前講座が穴あいたということなのでしょうけれども、これに対して住民から、これやらないのかと、補足はしないのかというような、そういう意見、要望はなかったのか、やらないで終わっていたのかをお尋ねします。

それと、今の最終的な除雪費の補正なのですけれども、3月に入りまして屋根の雪も解けて

きて、結構住宅の煙突の周りに雪が残っているということで、すが漏りが始まってきています。すが漏りを対処するには煙突の周りの雪を落としてしまわなければならないと。

平屋ですと、結構近所の人たち、生きのいいおじさんたちが上がっておろすというのは例年なのですけれども、だんだん高齢化していきますと、2階以上の屋根に上がって、その部分を除雪というのが大変困難、危険が伴ってくると。

そういうために使える補正の予算は今回組んでいないのか、要望はたくさんあるのですけれども、現在のところ、それは受益者で負担してくださいというようなことでやっているようでも、当然やっぱり怖くて上がれないですから、ぼたぼた落ちるのを何かで受けて、1カ月ぐらい我慢するというような状況が続いています。その辺の補正に関してはどういう考えなのかをお尋ねします。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 先ほど穴をあけたというのは、既に決まっていた部分については消化しております。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 住宅の屋根の雪おろしでございますけれども、煙突周りが今、3月に入りますと日中は解けますけれども、夜になると凍って、それがすが漏り、雨漏りの原因になるということでございますが、基本的に、入居されている方におろしていただくということが一つの条件でございますけれども、空き家等を抱えている部分もあるのではないかなと思います。

例えば1棟4戸に2軒しか住んでいないところとか、1棟4戸に3軒という住宅があると思いますけれども、いない空戸の部分の負担というのは、当然行政のほうでしなければなりませんので、その状況を見させていただいて対応していきたいなと思っておりまして、今回の補正につきましては、住宅に係る除雪費については補正はしておりません。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 振興公社の2,000万円の補正についてお伺いしたいと思います。

2,000万円を補正する、補助金出すということなのですが、根本的に何で赤字なのかということが多分大前提だと思うのです。さっき谷議員も言っていましたけれども、どういふふうな形で市から2,000万円を出すと、100%株主という立場からして、なぜ赤字なのか、どういったことで赤字になっているのかというのをきっちり把握できているのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 今期の部分につきましては、やはり春先の震災の部分におけます4月から6月までの動きが鈍かったということが1点。

それから、やはり老朽化に伴う修繕があったということ。それから、燃料費の高騰が激しかったというようなことから、前期に比べ、それらの部分での収入、それから支出に、前期と比べて大きな増減があったというふうを受けております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 数字上のことは、多分そういうふうな回答になってしまうのでしょうかけれども、もっと踏み込んだところで、僕もかなりチロルの湯は使わせてもらっているのですけれども、そのときに思うのが、いろいろなほかの近隣の温泉施設も使わせてもらったりするの

ですけれども、比べたときに、従業員さんの対応が冷たかったりだとか、あと、支配人さんがここ何年かどころどころかわったりだとかということも多分原因の一つだと思うのです。支配人さんがかわることで、業務の方針がちよっと違ってきたりだとかということにも多分影響してくるのだと思うのですけれども、そういったことでは、どういうふうに考えられていますか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） チロルの湯に限らず、観光事業的な部分につきましては、やはりお客様の利用によって成り立つというのが原点かなというふうに思っております。ですから、これらに対応するべき、言うなればサービス、企画やイベントだけではなく、人としての部分、今、議員からの御指摘のとおり、そこに勤めている方々、支配人をトップにして、従業員の接遇、これらについて、やはりきちとした形の中でお客様にサービスをしていかなければならないというふうに思っています。

現場のほうには、それらについての状況をお客様からこちらのほうにも耳にすることがございますので、その都度を御指摘をしていっているつもりではございますけれども、改めてそれらについて指示をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） お客さん第一で考えないと、当然だめな事業だと思います。

細かいことを言えば、この2,000万円の助成の中に広告費だとかインターネットのホームページでいろいろやったりだとかということさっき話されたのですけれども、細かいことを言えば、ホームページ上のチロルの湯だよりも約1年間更新されていないだとか、こういったことの積み重ねもあると思うのですけれども、最後に、こういった改善をするのにアンケートをとったりだとか、そういったことを考えて今後やっていくべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 新年度に向けまして、食の部分を含めまして、いろいろな形での御提案とかお声をいただいている部分もございます。今、議員からお話のありましたアンケート、それから広告手法、これらにつきましても公社のほうで検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第17号平成23年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第17号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第18号平成23年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。質疑はありますか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 1点だけお伺いいたします。

歳出の部分で、工事請負費のリフト整備でございますけれども、どこのリフトと、それからのような工事をやったのか、お伺いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 第1リフト及び第3リフト、第3リフトというのは西面になります。こちらのほうの、正確に申し上げれば、ゴムライナーとか、滑車についている、ロープに搬器がついているのですけれども、それらの滑車の摩耗とかしておりますので、そういうものの取りかえ、それから停止機器、リフトがロープ回ってきますので、最終的な乗り場のところに停止装置がございます。それらの部分での取りかえ、改修という形でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第18号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第19号平成23年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第19号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第20号平成23年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 歳入のほうで質疑いたします。

300万円の減額補正なのですが、説明では、被保険者の減ということでしたけれども、当初予算の人数は何人で、何人分ぐらいの減額になって、また、その理由を把握していれば教えていただきたいのです。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 被保険者の人数でございますが、当初予算では1,103人で、それが1,077人で26人の減となっております。減少の理由につきましては、転出ですか、亡くなられたとか、そういうことが要因ではないかというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第20号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第21号平成23年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号から議案第27号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第22号より日程第14 議案第27号まで一括議題といたします。

この件について、一括提案理由の説明を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

議案第22号から議案第27号まで、提案いたしました平成24年度歌志内市各会計歳入歳出予算につきまして、会計別にその概要を御説明いたします。

1、予算の総額は、一般会計40億3,000万円、市営公共下水道特別会計4億320万円、市営神威岳観光特別会計3,910万円、国民健康保険特別会計2億1,350万円、後期高齢者医療特別会計1億30万円、合計47億8,610万円。病院事業会計6億8,543万3,000円、総計54億7,153万3,000円であります。

一般会計及び特別会計の合計は、前年度当初に比べ1億2,410万円、2.7%の増であります。また、事業会計を含めた総計では、前年度当初に比べ1億5,174万1,000円、2.9%の増であります。

2、一般会計につきまして御説明いたします。

本年度の予算編成は、住民福祉の向上と住民生活の安全確保を念頭に、限られた財源の有効活用を図るため、事務事業の優先順位を見きわめながら、安定的な財政基盤の確立を目指すことを主眼といたしました。

住民福祉の向上につきましては、中学卒業までの子供医療費の無料化や生活習慣病発症前の若い世代を対象とした健康診査事業などを新たに実施するほか、高齢者等生活支援事業などの各種福祉サービスを継続して実施いたします。

住民生活の安全確保につきましては、橋りょう長寿命化計画の策定に着手するほか、消防ポンプ自動車の更新や防災備蓄等の充実を図り、災害等の発生に備えてまいります。

また、定住化促進を図る事業として、東光団地に住宅を建設される方に対する建設費補助を継続して実施することとあわせ、首都圏でのPR活動などを新たに実施いたします。

投資的事業につきましては、歌神地区改良住宅建替事業、改良住宅屋根改修工事の実施、水槽付消防ポンプ自動車、幼稚園バスの更新、防火水槽の新設及び教育施設の整備のほか、旧消防庁舎の解体除却などを行います。

なお、職員給与及び特別職給与の抑制につきましては、削減率を緩和しつつ今後も継続して実施いたします。

予算総額は40億3,000万円で、前年度当初に比べ1億100万円、2.6%の増となりました。

以下、歳出につきましては、各会計予算資料11ページ、第4表「一般会計歳出予算款別性質別分析表」により、また歳入につきましては款別にそれぞれ御説明いたします。

(1) 人件費は9億6,295万4,000円で総額の23.9%を占め、前年度当初より847万円、0.9%の減であり、その主な要因は、平成22年度決算統計に倣い、子ども（児童）手当を扶助費に区分したこと等に伴う職員給790万8,000円の減などです。

主な内容は、議員報酬3,049万7,000円、委員等報酬5,467万円、市長等特別職給与2,684万2,000円、職員給5億8,417万円、共済組合等納付金1億5,229万3,000円、退職手当組合納付金1億159万2,000円です。

(2) 物件費は5億1,054万7,000円で総額の12.7%を占め、前年度当初より1,

049万1,000円、2.0%の減であり、その主な要因は、前年度に実施したエコバレー最終処分場機能検査業務委託料830万6,000円の皆減、同じく消防庁舎改修に伴う備品購入費832万5,000円の皆減、任意予防接種受診者数の減に伴う感染症対策健康診断委託料360万4,000円の減などであります。

一方、市道除雪委託料は、単価の見直しなどに伴い、1,214万6,000円の増となっております。

主な内容は、賃金3,804万4,000円、需用費1億1,914万6,000円、役務費3,981万円、委託料2億6,930万3,000円であります。

(3) 維持補修費は4,257万7,000円で総額の1.0%を占めており、前年度当初より264万4,000円、6.6%の増であります。

その主な要因は、公営住宅に係る維持補修費200万円の増によるものであります。

(4) 扶助費は7億3,597万6,000円で総額の18.3%を占めており、前年度当初より373万9,000円、0.5%の減であります。

その主な要因は、障害者福祉サービス給付事業902万円の減などであります。

一方、子供の健康と子育て支援の充実を図るために新年度から実施する「中学卒業までの子ども医療費無料化」に伴い、市単独医療費が576万円の増となっております。

主な内容は、障害者福祉サービス給付事業1億8,222万6,000円、医療福祉助成事業3,220万9,000円、老人福祉施設措置費7,925万5,000円、生活保護事業3億4,367万4,000円、児童扶養手当3,118万円、児童・子ども手当4,725万5,000円であります。

(5) 補助費等は3億8,698万9,000円で総額の9.6%を占め、前年度当初より3,493万8,000円、9.9%の増となっております。

その主な要因は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金920万3,000円の増、空知中部広域連合負担金（介護）1,234万2,000円の増、砂川地区保健衛生組合負担金（ごみ処理）1,235万1,000円の増、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金984万6,000円の増であります。

一方、市議会議員選挙に係る選挙運動公費負担金は589万3,000円の皆減となっております。

補助費等の内訳は、負担金等3億105万2,000円、補助・交付金5,360万3,000円、その他（報償費等含む）3,233万4,000円であります。

なお、明細につきましては各会計予算資料（13ページ）第5表「各会計負担金補助及び交付金調」に記載のとおりであります。

(6) 普通建設事業費は2億3,692万1,000円で総額の5.9%を占め、前年度当初より9,929万1,000円、72.1%の増であります。

その主な要因は、水槽付消防ポンプ自動車整備事業5,481万8,000円の増、改良住宅屋根改修工事2,028万3,000円の増、中央社宅2号線道路改良舗装工事2,383万1,000円の増などによるものであります。

補助事業は7,070万3,000円で、主なものは、橋りょう点検委託（長寿命化計画）330万円、改良住宅屋根改修工事1,948万8,000円、歌神地区改良住宅建替事業2,183万9,000円、水槽付消防ポンプ自動車整備事業2,245万2,000円、単独事業は1億6,340万2,000円で、主なものは、中央社宅2号線社宅道路改良舗装工事2,383万1,000円、旧消防本部の解体除却1,208万6,000円、防火水槽新設891万9,

000円、水槽付消防ポンプ自動車整備事業3,236万6,000円、消防救急デジタル無線実施設計1,333万5,000円、歌志内小学校教室等塗装577万5,000円、幼稚園バス整備事業840万3,000円、受託事業は、分収造林事業の281万6,000円でありま
す。

なお、明細につきましては各会計予算資料（22ページ）第6表「各会計事業費調」に記載
のとおりであります。

（7）災害復旧事業費は15万円で、応急対策費及び一般災害復旧費を計上しております。

（8）公債費は5億2,279万8,000円で総額の13.0%を占め、前年度当初より2,
942万円、5.3%の減であります。

内訳は、一般債元利償還金5億2,269万8,000円、一時借入金利子10万円でありま
す。

（9）積立金は156万8,000円で、前年度当初より9万3,000円、6.3%の増で
あります。

明細につきましては、各会計予算資料（27ページ）第7表「積立金調」に記載のとおりで
あります。

（10）投資及び出資金は1,774万円で、前年度当初より38万7,000円の増であり
ます。

明細につきましては、各会計予算資料（27ページ）第8表「投資及び出資金調」に記載の
とおりであります。

（11）貸付金は5,067万6,000円で、前年度当初と同額となっております。

明細につきましては、各会計予算資料（28ページ）第9表「貸付金調」に記載のとおりで
あります。

（12）繰出金は5億4,711万1,000円で総額の13.6%を占め、前年度当初より
1,632万円、3.1%の増であり、その主な要因は、病院事業会計繰出金2,496万2,0
00円の増によるものであります。

一方、市営神威岳観光特別会計繰出金は310万円の減、市営公共下水道特別会計繰出金は
499万5,000円の減となっております。

明細につきましては、各会計予算資料（28ページ）第10表「繰出金調」に記載のとおり
であります。

（13）予備費は1,399万3,000円を計上しております。

以上で、歳出の説明を終わりました、次に歳入につきまして御説明いたします。

（1）自主財源である市税は2億2,773万円で総額の5.7%を占め、前年度当初より1
55万円、0.7%の増であります。

主な内訳として、市民税は1億357万円で、前年度当初より22万円、0.2%の減であ
ります。個人市民税が納税義務者数及び所得の減により、360万円の減となった一方、法人
市民税は、石炭関連会社の所得増に伴い、338万円の増となっております。

固定資産税は8,526万円で、前年度当初より166万円、1.9%の減であり、その主な
要因は、評価替えに伴い、土地、家屋合わせて331万円の減となったところによるものであ
ります。

一方、償却資産は169万円の増を見込んでおります。

軽自動車税は840万円で、前年度当初より2万円、0.2%の減であります。

市たばこ税は2,300万円で、前年度当初より380万円、19.8%の増であり、その主

な要因は、前年度見込額を勘案した申告本数の増によるものであります。

(2) 地方譲与税は2,120万円で、前年度当初より80万円の減となっております。

24年度地方財政計画を勘案し、地方揮発油譲与税660万円、自動車重量譲与税1,460万円を計上いたしました。

(3) 利子割交付金は70万円で、前年度当初より10万円の減となっており、前年度見込額等を勘案して計上いたしました。

(4) 配当割交付金は30万円で、前年度当初より20万円の増となっており、前年度見込額等を勘案して計上いたしました。

(5) 株式等譲渡所得割交付金は8万円で、前年度当初より1万円の減となっており、前年度見込額等を勘案して計上いたしました。

(6) 地方消費税交付金は4,000万円で、前年度当初より200万円の減となっており、前年度見込額等を勘案して計上いたしました。

(7) 自動車取得税交付金は320万円で、前年度当初より80万円の減となっており、前年度見込額等を勘案して計上いたしました。

(8) 地方特例交付金は76万円で、前年度当初より684万円の減となっております。24年度地方財政計画等による児童手当及び子ども手当特例交付金の整理に伴い、減収補填特例交付金のみ計上いたしました。

(9) 地方交付税は24億6,000万円で総額の61.0%を占め、前年度当初より6,000万円、2.5%の増であります。

内訳は、普通交付税が19億円で、前年度当初より4,000万円、2.2%の増、また、特別交付税は5億6,000万円で、前年度当初より2,000万円、3.7%の増であります。

なお、普通交付税の積算に当たっては、基準財政需要額では、算入公債費の増減に伴う事業費補正等及び測定単位を置きかえ算出し、その総額から臨時財政対策債への振りかえ分1億2,100万円を差し引いたほか、基準財政収入額では、市税や交付金等の収入見込みなどを勘案し、予算を計上いたしました。

(10) 交通安全対策特別交付金は1,000円で、科目設置のため計上いたしました。

(11) 分担金及び負担金は3,477万3,000円で総額の0.9%を占め、前年度当初より559万8,000円、13.9%の減であり、その主な要因は、負担人数の減等に伴う老人福祉施設入所負担金473万9,000円の減によるものであります。

内訳は、老人福祉費負担金319万9,000円、老人福祉施設入所負担金2,843万円、児童福祉費負担金314万4,000円であります。

(12) 使用料及び手数料は3億751万1,000円で総額の7.6%を占め、前年度当初より414万3,000円、1.3%の減であり、その主な要因は、入居世帯数の減等に伴う住宅使用料335万3,000円の減によるものであります。

主なものは、職員宿舍使用料142万5,000円、誘致企業向け住宅使用料324万円、住宅使用料2億1,656万円、駐車場使用料266万4,000円、幼稚園保育料213万円、戸籍・住民・証明等手数料290万5,000円、ごみ処理手数料1,290万円、污泥処分手数料6,369万円であります。

(13) 国庫支出金は4億4,135万6,000円で総額の11.0%を占め、前年度当初より329万7,000円、0.7%の減であります。

その主な要因は、除雪機械整備事業費補助金1,380万円の皆減などであります。

一方、緊急消防援助隊設備整備費補助金(消防ポンプ自動車)は1,122万円の増となっ

ております。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金9,190万5,000円、生活保護費負担金2億5,760万4,000円、児童扶養手当負担金1,039万3,000円、

補助金の主なものは、住宅地区改良事業費交付金2,539万8,000円、社会資本整備総合交付金640万円、緊急消防援助隊設備整備費補助金1,122万円。

委託金の主なものは、社会福祉費委託金124万9,000円であります。

(14) 道支出金は1億4,428万7,000円で、前年度当初より733万6,000円、4.8%の減であります。

その主な要因は、障害者自立支援給付費負担金235万9,000円の減、生活保護費負担金300万6,000円の減、北海道知事・道議会議員選挙費委託金460万円の皆減、緊急雇用創出推進事業交付金609万8,000円の減などです。

一方、地域づくり総合交付金は800万円の皆増となっております。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金4,595万2,000円、生活保護費負担金1,903万7,000円、保険基盤安定等負担金2,551万3,000円。

補助金の主なものは、地域づくり総合交付金800万円、障害者自立支援対策推進費補助金290万7,000円、身障者福祉費補助金867万9,000円、ひとり親家庭等補助金196万4,000円、児童福祉費補助金214万円、離職者の安心生活支援事業214万1,000円、保健事業費補助金246万円。

委託金の主なものは、徴税费委託金482万4,000円、社会福祉費委託金166万1,000円、駐車公園清掃業務委託金214万2,000円。

交付金の主なものは、緊急雇用創出推進事業537万8,000円です。

(15) 財産収入は1,704万7,000円で、前年度当初より147万9,000円、8.0%の減であり、その主な要因は、土地貸付収入116万8,000円の減です。

主なものは、土地貸付収入940万円、建物貸付収入202万6,000円、土地売払収入560万円です。

(16) 寄附金は15万2,000円で、主なものは、ふるさと応援寄附金15万円です。

(17) 繰入金は269万3,000円で、前年度当初より35万6,000円、11.7%の減で、ふるさと応援基金繰入金32万円、敷金基金繰入金237万3,000円です。

(18) 繰越金は1,000円で、科目設置のため計上いたしました。

(19) 諸収入は1億4,230万9,000円で総額の3.5%を占め、前年度当初より30万9,000円、0.2%の増です。

主なものは、貸付金元利収入5,101万1,000円、うち中小企業振興保証融資（北門信金）5,000万円、介護サービス収入3,221万9,000円、雑入3,808万5,000円、うち医療費附加給付金230万2,000円、学校給食費保護者納入金1,236万円、中空知広域水道企業団負担金790万9,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金700万円、その他雑入145万4,000円です。

(20) 市債は1億8,590万円で総額の4.6%を占め、前年度当初より7,170万円、62.8%の増です。

市債区分は、消防債、水槽付消防ポンプ自動車整備事業4,090万円、防火水槽整備事業890万円、消防救急無線デジタル化事業1,260万円、総合行政情報ネットワーク整備事

業240万円。教育債、給食センター設備整備事業280万円。臨時財政対策債、臨時財政対策債1億1,830万円であります。

3、次に、市営公共下水道特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は4億320万円で、前年度当初に比べ1,460万円、3.5%の減であり、その主な要因は、公債費償還金の減によるものであります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は878万2,000円、物件費は5万3,000円、補助費等は3,168万9,000円であります。

普通建設事業費は1,620万5,000円で、公共下水道事業（単独分）は125万5,000円、石狩川流域下水道中部処理区建設事業負担金として495万円を計上したほか、下水道長寿命化計画策定等に係る委託料1,000万円を計上いたしました。

公債費は3億4,628万2,000円で、総額の85.9%を占めており、予備費は18万9,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

使用料及び手数料は、下水道使用料8,390万1,000円、国庫支出金は、下水道診断調査等に係る社会資本整備総合交付金500万円であります。

繰入金は、一般会計から2億3,949万7,000円を繰り入れ、諸収入2,000円を計上しております。

市債は7,480万円で総額の18.6%を占め、前年度当初に比べ1,290万円、14.7%の減であります。

内訳は、流域下水道事業債470万円、資本費平準化債7,010万円であります。

4、次に、市営神威岳観光特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は3,910万円で、前年度当初に比べ1,100万円、22.0%の減であります。その主な要因は、前年度における圧雪車購入の減などによる普通建設事業費の減であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

物件費は267万4,000円で、補助費等は5万円あります。

普通建設事業費は3,456万8,000円で、前年度当初より1,075万2,000円、23.7%の減であり、主な増減は、圧雪車購入3,150万円の減、リフト整備1,973万円の増であります。

公債費は170万3,000円で、前年度当初より7万9,000円、4.9%の増となり、予備費は10万5,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

繰入金は、一般会計繰入金1,610万円で、前年度当初より310万円、16.1%の減、諸収入は、リフト整備などに伴う空知産炭地域振興助成金2,300万円で、前年度当初より200万円、9.5%の増であります。

市債は、本年度の計上はなく、前年度当初より990万円の皆減であります。

5、次に、国民健康保険特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は2億1,350万円で、前年度当初に比べ4,090万円、23.7%の増であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は788万8,000円、物件費は47万9,000円あります。

補助費等は2億490万9,000円で総額の96.0%を占めており、その主な内容は、医療費、介護保険納付金等の空知中部広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、予備費22万3,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

国民健康保険税は7,126万円で総額の33.4%を占めており、これは国民健康保険に要する費用に充てるための医療給付費分5,207万2,000円、後期高齢者医療制度の財源を支援する後期高齢者支援金分1,405万6,000円及び介護納付金の納付に要する費用に充てるため、第2号被保険者の属する世帯に賦課する介護納付金分513万2,000円であります。

繰入金は4,225万7,000円で総額の19.8%を占めており、その内訳は、保険基盤安定負担金分、財政安定化支援事業分及び広域連合共通経費分等であります。

繰越金は5,000万円で、総額の23.4%を占めており、前年度当初より400万円、7.4%の減であります。

諸収入は4,998万3,000円、前年度当初より4,998万円の増で、財政調整分の増によるものです。

6、次に、後期高齢者医療特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は1億30万円で、前年度当初に比べ780万円、8.4%の増であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は744万8,000円、物件費は57万円であります。

補助費等は9,216万3,000円で総額の91.9%を占めており、その主な内容は、保険料、人件費等の北海道後期高齢者医療広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、予備費11万8,000円を計上しております。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

広域連合が決定する保険料を75歳以上の被保険者から徴収する後期高齢者医療保険料は6,983万8,000円で総額の69.6%を占めております。

繰入金は3,034万6,000円で総額の30.3%を占めており、その内訳は、保険基盤安定負担金分、広域連合共通経費分等であります。

諸収入は11万6,000円を計上しております。

7、次に、病院事業会計につきまして御説明いたします。

初めに予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

本年度の年間患者数は3万7,299人で、内訳は入院患者数が2万1,171人、外来患者数が1万6,128人であります。

次に、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は5億6,949万8,000円、支出予定額は6億1,767万7,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では、医業収益が4億1,729万6,000円、医業外収益1億5,220万2,000円であります。

一方、支出では、医業費用が6億654万円、医業外費用1,093万7,000円、特別損失10万円、予備費10万円を計上いたしました。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は6,775万6,000円で、その内訳は、出資金6,408万8,000円、他会計繰入金366万8,000円であります。

支出予定額は収入予定額と同額の6,775万6,000円で、その内訳は、建設改良費36万8,000円、企業債償還金6,408万8,000円であります。

次に、貸借対照表につきまして御説明いたします。

本年度末（平成25年3月31日）における資産の総額は8億6,008万4,000円であり、負債は2,246万3,000円、資本は8億3,762万1,000円で、負債資本の合計は8億6,008万4,000円であります。

資金計画につきましては、受入資金の総額が8億8,750万3,000円、支払資金の総額が7億4,744万9,000円であり、差し引き1億4,005万4,000円を翌年度に繰り越す予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算から5,028万3,000円の純損失が予定され、平成23年度末における累積欠損金が8億6,778万8,000円見込まれますので、平成24年度末における累積欠損金は9億1,807万1,000円になる予定であり、本年度における病院事業の経営は一層厳しいものとなります。

以上、平成24年度における各会計の歳入・歳出の概要を申し上げましたが、御提案いたしました予算案につきまして、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、議案第22号より議案第27号まで一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 市長の見解を伺いたいのので、3点質疑をいたします。

3ページの子育て支援の充実を図るということで、市単独医療費が576万円の増になっております。

それで、7ページ、幼稚園保育料213万円、それから9ページの学校給食費保護者納入金1,236万円、この単独事業で医療費がふえる、これは歓迎するのですけれども、納入金その他、どうしても歳入に予算しなければならないものなのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午後 2時53分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 質問の要旨は、医療費を無料化したということで、そのほかの、例えば幼稚園保育料あるいは学校給食費、これは歳入を見込んでいると、見込まないとならないのかということなのですから、24年度については、幼稚園保育料、学校給食費については歳入として見込んで予算を編成したということでございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 予算は、これを配付していただいたときから、なるほどこのぐらいはかかるのだなというふうに私も理解しているのですけれども、せっかく子育て支援の充実を図るということで、空知管内というか、この辺の区域では先進的に、中学卒業の子まで医療費無料ということを打ち上げたのですから、せっかくですから幼稚園の保育料、無料とはいかないにしても軽減、それから学校給食費の保護者納入金、23年度で一応値上げ分の保留が打ちきりになりますけれども、この納入金も軽減というふうな考えはお持ちになりませんか。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 子育て支援事業含めて、住民サービスの関係については、それぞれ毎年度予算編成時点でいろいろ協議をしながらやってきております。今回、医療費の中学3年生までの無料化、これを実行したいと思っております。

それから、給食費の関係については、21年から値上げ分を市で負担していくと、3年の経過措置ということで進めておりましたけれども、これはさらに延長するという形の中で、給食費については支援をしていきたい。幼稚園保育料については、現状のまま進めていきたいと、こういうことで予算を編成いたしました。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号より議案第27号までについては、会議規則により条例予算等審査特別委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号より議案第27号までは、条例予算等審査特別委員会に付託することに決しました。

散 会 宣 告

以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時58分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 梶 敏

署名議員 谷 秀 紀